

大妻女子大学動物実験委員会規程

平成 25 年 3 月 27 日
制定

(大妻女子大学動物実験委員会の役割)

第 1 条 大妻女子大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）は、以下の各号について審議する。

- (1) 動物実験計画が指針等及び本学の定める動物実験施設管理規程及び実験施設管理規程に適合していることの審議に関する事項
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関する事項
- (3) 動物飼育室及び動物実験室の維持管理並びに実験動物の飼養保管状況に関する事項
- (4) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関する事項
- (5) 自己点検・評価に関する事項
- (6) その他、動物実験等の適正な実施のための必要事項に関する事項

(委員会の構成)

第 2 条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 動物実験及び実験動物等に関して優れた識見を有する者 2 名以上
- (2) その他学識経験を有する者 2 名以上

2 前項の委員は、研究機関の長が任命する。

(委員会の委員長等)

第 3 条 委員会に委員長を置く。委員長は委員の互選により選出する。

2 委員会には必要に応じて副委員長を置き、委員の互選により選出する。

3 委員長は、実験動物管理者としての業務を行うとともに委員会を主宰する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代行する。

(委員会の委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし委員が任期途中で退任した場合、後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の事務)

第 5 条 委員会の事務は、総務センター研究支援室が行う。

(動物実験計画の立案、審査、手続)

第 6 条 動物実験責任者は、以下に掲げる条件を踏まえて動物実験計画を立案し、所定の動物実験計画書を動物実験委員会委員長に提出する。

- (1) 研究の目的、意義及び必要性が明確であること。
- (2) 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。
- (3) 実験動物の使用数を削減するため、実験動物種選定の合目的性、実験成績の精度及び再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。
- (4) 実験動物に与える苦痛の軽減を図り、動物実験等を適切に行うこと。

2 動物実験委員会委員長は、動物実験責任者から動物実験計画書の提出を受けたとき

は、委員会で審査を行い、その結果を当該動物実験責任者に通知する。

- 3 動物実験責任者は、動物実験計画について委員会の承認を得た後でなければ、原則として実験を行うことができない。

附 則

この規程は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。この規程の制定により「大妻女子大学動物実験等管理規程実施細則」は廃止する。